

IC カード規則

鹿児島大学生生活協同組合

第 1 条 (IC カードの定義)

この規則でいう大学生協の IC カードとは、学生証、生協が発行する IC チップ搭載の組合員証カード、Tuo カード、職員証のことをいい、この規則では、IC カードと呼称します。

第 2 条 (規則の効力)

Tuo カードのクレジット機能については、当規則の規定の範囲外とします。

第 3 条 (IC カードの利用)

- 1 組合員は、カードに貼付された IC チップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。
- 2 カードの利用にあたっては、本規則を遵順守するものとします。
- 3 組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第 1 項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

第 4 条 (IC カードの紛失・盗難)

- 1 組合員が、カードを紛失するか、盗難にあった場合は、速やかに所属する当該生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。
- 2 カードを紛失するか盗難にあった組合員が、当該カードを発見した場合は、生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該カードを再利用できるものとします。
- 3 カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、組合員がこれを負担するものとします。

第 5 条 (IC カードの再発行)

- 1 組合員は、カードの忘失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。学生証・職員証の再発行については、大学と生協で定めた運用に従って行なうものとします。
- 2 組合員が、カードの再発行を受ける場合は、生協所定の手数料を負担するものとします。

第 6 条 (不備の申し出)

組合員が、カードの発行または再発行を受けた場合は、組合員は、直ちにカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

第 7 条 (個人情報)

生協は、「個人情報保護に関する法律に基づく公表事項」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

第 8 条 (届出事項の変更)

- 1 組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。
- 2 組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第 9 条 (プライバシー情報の保護)

生協は、「個人情報保護に関する法律に基づく公表事項」に基づき、組合員がカードを利用することによっ

て入手した、組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないもの
とします。

第 10 条（カードの利用停止と返却）

1 組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該組合員のカ
ード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- ① 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ② 本規則のいずれかに違反した場合
- ③ カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ 磁気ストライプ及び IC チップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤ その他、組合員のカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 組合員が、自らカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第 11 条（IC カード利用の細則）

生協が IC カードに付加し組合員に提供するサービスの機能を、組合員が、利用する際の細則については、
別途「IC カード利用細則」に定めるものとします。

第 12 条（免責）

組合員は、本規則を順守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第 13 条（規則の変更）

この規則の変更は、生協の理事会において行います。

第 14 条（準拠法）

この規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第 15 条（合意管轄裁判所）

組合員は、この規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡
易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

（付則）

施行日 2004 年 3 月 1 日

改定日 2016 年 1 月 19 日